

受理年月日	令和5年10月25日	所管委員会	生活環境委員会
番号	5年陳情第10号		
件名	公文書公開請求に早急に回答し、まちの危険を察知する訓練を音楽の訓練以上に求めることについて		
陳情者	[Redacted]		
分割送付	なし		
要旨	<p>福岡市民は災害対策基本法で定める国民の生命、身体及び財産を災害から保護される必要な体制の確立を受けているか疑問があり陳情する。</p> <p>令和5年10月中旬、福岡市営地下鉄博多駅改札外の地下構内において、駅員がベンチで倒れている人の救助作業を行い、その後救急隊が搬送する事件に遭遇した。同構内は9月末より新たな工事が始まり、建築資材、機器が地上、地下に置かれていたため、消防法第8条の2の4に定める地下街の避難施設等の管理権原者である市交通局に疑問を発するとともに、たまたま同構内にて訓練していた博多消防署員に案内をしようとしたが消極的な対応であった。10月20日に市消防本部、10月25日に博多消防署をそれぞれ訪問した際には、職員はすぐに対応せず、陳情を口にする職員もあり、事態の早期解決を妨げ不芳である。</p> <p>また、博多駅前地区については、最近治安が悪化すると感じる中、地域の災害対策の拠点となるべき博多消防署の防火、防災体制に危機感を持っている。</p> <p>令和3年度決算説明資料では「火災発生時の人命危険度を点数化し、建物等に優先順位を付け査察を実施するとともに消防法令違反是正の徹底を図った」とするが、博多消防署ではかかる事業はおろそかと感じる。博多消防署は庁舎開放イベントだけでなく、日常でも市民に広く親しまれることが欠けており、直接訪問して危険度について指摘しているにもかかわらず、職員が帰れと口にしたたり、議会開催時にしか進展しない陳情を要求することは地方公務員にあらざる所業である。</p> <p>また、同資料では「消防音楽隊の演奏活動による積極的な情報発信等を行い、防災意識の向上を図った」とするが、防災意識の向上を図らなければならないのは博多消防署である。高度な情報化社会の中で、演奏活動による博多消防署からの情報発信には限界がある。音楽隊は県警にもあり、特に博多駅前交番は多忙でもささいな事案に必ず対処しており、博多駅前地区での評価は高く、県警音楽隊も身近に感じるが、博多消防署はいかがであらうかと考える。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公文書公開請求について、早急に回答し、関連各部署と防災等の対策を行うこと。</li> <li>2. 消防全組織は消防、救急以外に防災にも市民本位の視点で取り組む必要がある。特に都市化が進みつつある本市では、災害が大規模となるが、対策が十分ではない。</li> <li>3. 現市長が初当選時に治安の悪化を憂い、市職員に対し提案を求めたところ、消防のチャンネルの活用が効果ありとする提案があったが、提案した職員も施策を進めることなく、現在の治安悪化につながった。</li> <li>4. 消防音楽隊について、消防局が所持するホテルや地下街の防災に関する図面を用いて、まちの危険を察知する訓練を音楽の訓練以上に行うこと。</li> </ol>		



